

# 労働保険事務組合の案内

労働保険の事務は、おまかせ下さい

## ▶ 労働保険とは・

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に労災保険と言います。）と雇用保険を総称したものであり、国が直接管理・運営している保険制度で、労働者を1人でも雇っていれば適用事業となり、その事業主は、成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

## ▶ 労災保険とは・

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

## ▶ 雇用保険とは・

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業を行っています。

## 労働保険事務組合

労働保険の加入手続きから保険料の申告納付等、労働保険の煩わしい手続きを、事業主の委託を受けて事務代行を行う組合です。労働保険事務組合は、労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体であり、蒲郡商工会議所でもこの事務組合を設置・運営しています。労働保険事務組合へ事務委託する最大のメリットは、「特別加入制度」にあり、これより事業主・事業主の家族従事者・法人役員等における労災保険の適用が実現します。

### II 委託できる事業主

蒲郡商工会議所の会員であり、常時使用する労働者が下記の範囲であることが条件となります。

- ▶ 金融業・保険業・不動産業・小売業 50人以下
- ▶ 卸売業・サービス業 100人以下
- ▶ その他の事業 300人以下

### II 委託できる範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ▶ 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事。
- ▶ 保険関係成立届、任意加入申請、雇用保険の事業所設置に関する事務。
- ▶ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務。
- ▶ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務。
- ▶ その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

### 事務委託のメリット

- ▶ 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ▶ 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付ができます。
- ▶ 労災保険に加入することができない事業主・事業主の家族従事者・法人役員等も労災保険に特別に加入することができます。

### II 事務委託手数料

概算保険料 × 4.62% (最低5,000円) 消費税込

### 特別加入制度とは…



労災保険は、もともと労働者の災害（業務災害又は通勤災害）に対する保護を目的にした制度ですので、事業主、自営業者、家族従事者等の労働者以外の者の災害は、本来ならば保護の対象にはなりません。また、労災保険の適用は、法律の一般原則として属地主義がとられており、国内の事業にのみ適用があり、海外の事業場に派遣され、その事業に使用される者の災害については労災保険の対象となりません。

しかしながら、中小事業主、自営業、家族従事者等のなかには、その業務や通勤の実態、あるいは災害の発生状況からみて、労働者に準じて労災保険による保護の対象とするにふさわしい者が存在し、また、海外の事業場に派遣された労働者についても、外国の労災補償制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、わが国の労災保険の保護の対象とする必要がある者が存在します。

そこでこれらの人々に対しても労災保険本来の建前を損なわない範囲で、特別に任意に加入することを認め、一定の要件を満たす災害について、保険給付等を行うこととしています。これを労災保険の「特別加入制度」といいます。労災保険の加入を希望する特別加入者は、労働保険事務組合等に労働保険事務の処理を委託し、特別加入申請手続きを労働保険事務組合等が行い、都道府県労働局長の承認を得る必要があります。

地域を育て地域と歩む

 蒲郡商工会議所  
蒲郡市港町 18-23  
( 0533-68-7171 (代) )

# 労働保険料・事務委託料計算シート

## A. 雇用保険料

賃金総支給額	雇用保険率	保険料①
千円		円

× =

※ 被保険者の賃金

## B. 労災保険料

賃金総支給額	労災保険率	保険料②
千円		円

× =

※ パート・臨時従業員含む

### B-1. 建設事業の労災保険賃金算定

請負金額	労務費率	賃金総支給額
千円		円

× =

※ 労務費率は、20%から41%まで事業の種類により異なります。

## C. 特別加入保険料

基礎日額 × 365	労災保険率	保険料③
		円

× =

※ 特別加入基礎日額は3,500円から25,000円までの間で、加入申請時、年度更新時に金額を決めることができます。労災事故があった場合の休業補償や死亡の保障等もこの日額をもとに計算します。  
※5,000円以下の額を希望する場合は、所得を証明する書類を添付。

## D. 事務委託手数料

保険料①+②+③	手数料率	手数料
円	4.62%	円

× =

※ 最低手数料は、5,000円

## E. 合計金額

A + B + C + D	合計金額
	円

=

地域を育て地域と歩む  

**蒲郡商工会議所**  
 蒲郡市港町 18-23  
**(0533-68-7171)** (代)

## ▶ 雇用保険率

事業の種類	雇用保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産清酒製造の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

平成 29 年度料

## ▶ 労災保険率

事業の種類	番号	事業の種類(労務比率)	労災保険率
林業	02・03	林業	60/1000
漁業	11	海面漁業	19/1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38/1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88/1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20/1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	3/1000
	25	採石業	52/1000
	26	その他の鉱業	26/1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(19%)	79/1000
	32	道路新設事業(20%)	11/1000
	33	舗装工事業(18%)	9/1000
	34	鉄道又は軌道新設事業(25%)	9.5/1000
	35	建築事業(23%)	11/1000
	38	既設建築物設備工事業(23%)	15/1000
	36	機械装置組立・据付事業(40%・22%)	6.5/1000
	37	その他の建設事業(24%)	17/1000
製造業	41	食料品製造業	6/1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5/1000
	44	木材又は木製品製造業	14/1000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1000
	46	印刷又は製本業	3.5/1000
	47	化学工業	4.5/1000
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5/1000
	66	コンクリート製造業	13/1000
	62	陶磁器製品製造業	19/1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26/1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	7/1000
	51	非鉄金属精錬業	6.5/1000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5/1000
	53	鋳物業	18/1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10/1000
	63	洋食器、刃物、手工工具又は一般金物製造業	6.5/1000
	55	めっき業	7/1000
	56	機械器具製造業	5.5/1000
	57	電気機械器具製造業	3/1000
	58	輸送用機械器具製造業	4/1000
	59	船舶製造又は修理業	23/1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5/1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1000
運輸業	61	その他の製造業	6.5/1000
	71	交通運輸事業	4.5/1000
	72	貨物取扱事業	9/1000
	73	港湾貨物取扱事業	9/1000
	74	港湾荷役業	13/1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業 その他の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1000
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12/1000
	90	自動車所有者の事業	49/1000
	93	ビルメンテナンス業又はゴルフ場の事業	5.5/1000